

脱炭素社会 の実現に関する条例

令和7(2025)年4月1日 施行

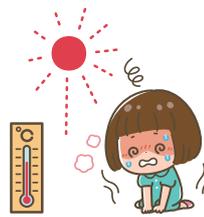
県では、令和2(2020)年9月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを表明し取組を進めており、この取組を加速化するため、令和7(2025)年4月に条例を施行しました。

脱炭素社会とは

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの“排出量”と森林等の保全等により吸収される温室効果ガスの“吸収量”との間の均衡が保たれた「温室効果ガス排出量が実質ゼロ」の社会をいいます。

条例制定の背景

- ▶ 気温の上昇や豪雨など、地球温暖化を原因の一つとする気候変動の影響はますます顕在化し、非常事態と言える状況
- ▶ 気候変動の影響を緩和する脱炭素社会の実現のためには、あらゆる主体が自らの責任と役割を認識し、脱炭素化に向けた行動を実践することが重要



2019年台風第19号による大雨
信濃川水系魚野川(南魚沼市姥島新田)

オール新潟で脱炭素社会の実現に向けた取組を加速化

目的(第1条)

地域の脱炭素化及び経済の活性化を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

基本理念(第3条)

「環境の保全」と「経済及び社会の持続的発展」との両立が図られ、2050年までに脱炭素社会を実現するため、県、県民、事業者、市町村等の連携の下で取組を行う。

県の責務(第4条)

基本理念にのっとり、脱炭素社会の実現に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するとともに、市町村が実施する施策に協力する。

県民及び事業者の責務(第5条、第6条)

基本理念にのっとり、日常生活や事業活動において、温室効果ガス排出量削減等のための措置を積極的に講ずるよう努めるとともに、県及び市町村の施策に協力する。

いまの私たちの行動で、
脱炭素社会を実現しましょう!



グリーンレルヒさん

中面も
チェック▶

日常生活で実践いただきたい取組



再生可能エネルギーの利用 (第8条)

- 住宅に太陽光発電設備などの設置を検討する。



エネルギー使用量の把握等 (第9条)

- 電気やガスをどのくらい使っているか確認する。
- 普段の生活の中で、使用量を減らす方法を考える。



- 使っていない照明は消す
- 節水型シャワーヘッドに交換など



省エネ機器の選択 (第10条)

- LED照明などの省エネ製品に取り替える。
- 家電を買う時は省エネ性能の高い商品を選ぶ。



ごみの削減等 (第11条)

- できるだけごみが出ないようにする。
- ごみはしっかり分別して出す。

- 物を買過ぎない
- 過剰包装を避ける
- マイボトルを持参する など



新潟県3R推進イメージキャラクター
エコニャン



次世代自動車の選択 (第12条)

- 自動車を購入するときは電気自動車や燃料電池自動車など走行時の温室効果ガスの排出が少ない自動車を選ぶ。



住宅のエネルギー消費性能の一層の向上 (第13条)

- 住宅を新築する時は、雪国型ZEHなど高断熱で気密性が確保された住宅にする。

雪国型ZEHとは

「ZEH」は「net Zero Energy House」の略で、家庭で使うエネルギー収支をゼロ以下にする家のことです。県では、新潟県の気候にあわせた高断熱で気密性が確保された住宅「雪国型ZEH」の普及に取り組んでいます。



雪国型ZEH



温室効果ガスの排出の量が少ない商品の購入等 (第14条)

- 環境にやさしい（環境への負荷を低減した）商品やサービスを選ぶ。



森林の整備及び保全等への協力 (第19条)

- 森林の働きを知り、植樹や森林整備活動等に参加する。
- 住宅に使うなど、県産木材を生活に取り入れる。



こちらも
チェック!

にいがたゼロチャレ30

私たち一人ひとりが生活の中でできる取組を紹介しています。
脱炭素に取り組みながら、光熱水費も削減できるかも!?

CO₂と光熱水費を
どのくらい
削減できるかな?



事業活動で実践いただきたい取組

再生可能エネルギーの利用 (第8条)

- 事業所への太陽光発電設備などの再エネを活用する設備導入を検討する。
- 電力購入を地域産の再エネ電力を購入できるプランに変更する。



温室効果ガス排出量の把握等 (第9条)

- エネルギー（電気、ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油など）の使用量を確認し、温室効果ガス排出量を算出する。
- 事業活動の中で、温室効果ガス排出量を削減する方法を検討し実践する。

省エネ設備の選択 (第10条)

- 事務所や製造プロセス等で使用する設備は省エネ性能の高い設備を選択する。

廃棄物の発生抑制等 (第11条)

- 原材料の使用合理化、包装の簡素化などにより廃棄物の発生量を減らす。
- 廃棄物の運搬・処理過程の温室効果ガス排出量も考慮する。

次世代自動車の選択等 (第12条)

- 自動車を購入するときは電気自動車や燃料電池自動車など走行時の温室効果ガスの排出が少ない自動車を選ぶ。
- 不特定多数の方が利用する駐車場に電気自動車の充電設備を設置する。



カーボン・オフセットを通じた地域の脱炭素化の取組支援 (第15条)

- カーボン・オフセットを実施する場合は、県内の活動で創出されたカーボン・クレジット（J-クレジット等）を活用する。

カーボン・オフセットとは

経済活動等において、削減努力をしても排出される温室効果ガスを、排出量に見合った温室効果ガスの吸収・削減活動に投資（J-クレジットの購入等）すること等により埋め合わせするという考え方です。

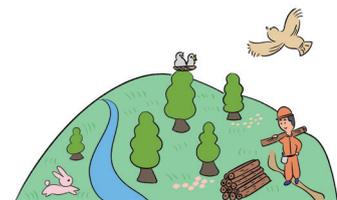


温室効果ガスの排出の量が少ない製品等の選択 (第14条)

- ライフサイクルでの温室効果ガス排出量の算定・削減に取り組んで製造・提供される製品やサービス（カーボンフットプリント表示商品など）を選ぶ。

森林の整備及び保全等への協力 (第19条)

- 企業のCSR活動として植樹や森林整備活動等に協力する。
- 社屋や商品に利用するなど、県産木材を事業活動に取り入れる。



こちらも
チェック!

新潟県事業者支援脱炭素推進プラットフォーム Webサイト

中小事業者向けの脱炭素に関する情報を集約して紹介しています。
脱炭素経営には多くのメリットが！ 第一歩を踏み出してみませんか？



脱炭素社会の実現に向けた県の取組



脱炭素社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（推進計画）の策定（第7条）

- 県では「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」と「新潟県2050年カーボンゼロの実現に向けた戦略」を策定し、取組を進めています。



県民への支援（第16条）

- 県民が日常生活での脱炭素の取組を実践するため、取組に関する普及啓発や支援等を行います。



事業者への支援等（第17条）

- 事業者が事業活動での脱炭素の取組を行うために必要な情報の提供や支援等を行います。
- 脱炭素社会の実現に資する産業の振興・技術開発を促進するため、当該産業への事業者の参入を促進する取組を行います。



環境教育の推進（第18条）

- 県民が脱炭素社会の実現に関する意識を高め、主体的に取組を実施できるよう、市町村と連携し、学校等の様々な場を通じて、実践的な環境教育を推進します。



森林によるCO₂の吸収作用の保全等（第19条）

- 森林の整備及び保全並びに県産木材の利用の促進に努めます。
- 森林によるCO₂吸収作用に関する県民等の理解を深めるための情報提供等を行います。



国及び他の地方公共団体との連携（第20条）



施策を実施するために必要な財政上の措置（第21条）



オール新潟で
取組もう！

2050新潟カーボンゼロチャレンジ

温室効果ガス排出量の実質ゼロ（カーボンゼロ）に向け「2050新潟カーボンゼロチャレンジ」として、県民・事業者・行政が一丸となって地球温暖化対策に取り組む県民運動を展開しています。

県の脱炭素に関する情報は「新潟県脱炭素ポータルサイト」に掲載しています。



条例の全文は

新潟県 脱炭素条例

検索

お問合せ先



新潟県環境局環境政策課

TEL：025-280-5150 FAX：025-280-5739
Mail：ngt030310@pref.niigata.lg.jp